



# 秋田県公報

### 告示

生活保護法による医療機関の指定(四・福祉政策課)	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(五・福祉政策課)	2
生活保護法による介護機関の指定(六・福祉政策課)	2
生活保護法による指定介護機関の変更(七・福祉政策課)	3
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(八・福祉政策課)	4
生活保護法による指定介護機関の事業の休止(九・福祉政策課)	4
結核予防法による医療機関の指定(一〇・能代保健所)	5
平成十五年度クリーニング師試験の実施(一一・生活衛生課)	5
保安林の指定の予定(一二・森林整備課)	6
保安林予定森林の指定通知(一三～一六・森林整備課)	6
道路区域の変更及び供用開始(一七・道路環境課)	8
道路区域の変更(一八・道路環境課)	9
開発行為に関する工事の完了(一九・山本地域振興局建設部)	9
建築基準法による道路位置の指定(二〇・秋田地域振興局建設部)	9

### 目次

### ページ

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
ねむの木調剤薬局	有限会社サワハタ企画 代表取締役	由利郡象潟町字家ノ後五十四番三	調剤薬局	平成十五年十月十六日
さいとうクリニック	医療法人夕凧会 理事 長	由利郡象潟町字家ノ後四十七番地	内科、整形外科、外科、 理学診療科	平成十五年十一月一日

大規模小売店舗の新設に係る届出(二一・商工業振興課)……………10

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(学術振興課)……………11

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)……………11

特定調達契約に係る落札者の決定(農林政策課森林環境対策室)……………12

土地改良区の役員の変更及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………12

県管土地改良事業の換地計画の決定(北秋田地域振興局農林部)……………12

解散土地改良区の清算人の就任の届出(山本地域振興局農林部)……………12

県管土地改良事業の換地計画の決定(秋田地域振興局農林部)……………13

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件……………13

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)五件……………15

選挙管理委員会告示……………18

政治団体の設立の届出(一)……………19

政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(二)……………21

政治団体の解散の届出(三)……………21

政治団体の収支に関する報告書(四)……………23

### 告示

#### 秋田県告示第四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月九日

秋田県知事 寺田典城

しるがね調剤薬局	有限会社ビディアル 代表取締役	大曲市福住町三番十九号	調剤薬局	平成十五年十二月一日
小坂町診療所	荒川 明	鹿角郡小坂町鉦山字栗平二十五 一	内科、胃腸科、外科、 整形外科、眼科、耳鼻 科	平成十五年十月四日
ヒカリ薬局	有限会社ヒカリ薬局 代表取締役	大曲市角間川町字下中町三十三番地二	調剤薬局	平成十四年四月一日
荒川医院	荒川 直志	大曲市角間川町字下中町三十二	内科、循環器科、小児 科	平成十四年四月一日

秋田県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十六年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
齋藤医院	齋藤 彰	由利郡象潟町字家ノ後四十七番地	平成十五年十月三十一日
医療法人青風会 小坂町診療所	医療法人青風会 理事長	鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平二十五番地一	平成十五年九月三十日

秋田県告示第六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社コムソンおがケアセンター	株式会社コムソン 代表取締役	男鹿市船越字一向百九十五番地十三	訪問介護	平成十五年七月十五日

秋田県告示第七号

老人保健施設ひまわりの里	社会福祉法人本荘久寿会 理事長	本荘市三川字小山口二十番地	介護老人保健施設	平成十二年四月一日
グループホームこかげ	有限会社サクシード 代表取締役	男鹿市脇本脇本字頭名地七十三番地一	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年十一月十五日
やさしい風上町デイサービスセンター	有限会社やさしい風 代表取締役	能代市上町六番六号	通所介護	平成十五年十一月十五日
特定非営利活動法人宝寿会 こまち	特定非営利活動法人宝寿会 理事長	仙北郡千畑町土崎字厨川百三十一番地	訪問介護	平成十五年十一月一日
デイサービスセンターまっば	株式会社登石 代表取締役	北秋田郡鷹巣町松葉町三番六号	通所介護	平成十五年十一月十五日
特定非営利活動法人ドリムホープなかよし	特定非営利活動法人ドリムホープなかよし 理事長	能代市浅内字清水下一番地五	訪問介護	平成十五年十一月一日
グループホーム水沢の里	有限会社エルアイズ 代表取締役	山本郡峰浜村水沢字三ツ森カッチキ台三番地一	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年十月二十六日
有限会社ゆう愛ひまわりケアセンター仙北営業所	有限会社ゆう愛 代表取締役	仙北郡仙北町高梨字於園八十三番地	訪問介護	平成十五年十二月一日
グループホームひばり	有限会社アタカ 代表取締役	由利郡仁賀保町平沢字堺田十四番地一	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年九月一日
有限会社タシロ	有限会社タシロ 代表取締役	北秋田郡田代町早口字弥五郎沢八番地十一	福祉用具貸与	平成十三年七月一日
すずらん訪問介護サービス	有限会社住宅介護支援センターまり 代表取締役	大館市豊町九番三十三号 秋田測機ビル2F	訪問介護	平成十五年六月一日

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項(名称・所在地)		変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後	
JAあきた白神ホームヘルプサービス	あきた白神農業協同組合 代表理事組合長	能代市機織轄の目八十六番地	能代市機織轄の目八十六番地	能代市臈淵字古屋布四十三番地一	平成十五年十月十日
JAあきた白神居宅介護支援事業所	あきた白神農業協同組合 代表理事組合長	能代市機織轄の目八十六番地	能代市機織轄の目八十六番地	能代市臈淵字古屋布四十三番地一	平成十五年十月十日

秋田県告示第八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
株式会社コムスン男鹿ケアセンター	株式会社コムスン 代表取締役	男鹿市船越字本町一八	訪問介護・居宅介護支援事業	平成十三年一月一日

秋田県告示第九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の休止の届出

があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	休 止 年 月 日

居宅介護支援事業所おおだて八千公	社団法人秋田県看護協会 会長	大館市字中城八番地十六	居宅介護支援事業	平成十五年十月三十一日
------------------	-------------------	-------------	----------	-------------

秋田県告示第十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
柳谷内科クリニック	山本郡八竜町浜田字上浜田二百四十八番地一	平成十五年十二月二十二日

秋田県告示第十一号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、次のとおり平成十五年クリーニング師試験を実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和三十一年秋田県規則第六号）第五条の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 試験の日時及び場所
  - (一) 日時  
平成十六年三月四日（木）午前十時
  - (二) 場所  
秋田市千秋矢留町一番十九号 秋田県環衛会館
- 二 試験科目
  - (一) 衛生法規に関する知識
  - (二) 公衆衛生に関する知識
  - (三) 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 三 受験資格

- 四 受験申込みに必要な書類
  - (二)(一) 添付書類 一通
    - (1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者  
旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
    - (2) 受験資格を有する者であることを証する書類（最終学校の卒業証明書又は受験資格を証する書類） 一通
    - (3) 写真（手札形とし、出願前六月以内に正面で撮影したもの） 一枚
    - (4) 履歴書 一通
- 五 受験願書用紙の交付
  - (一) 期間及び時間  
秋田県の休日（以下「県の休日」という。）を除き、平成十六年一月十六日（金）から一月三十日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで。  
郵送による交付を希望する者は、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒（洋四型）に八十円切手を貼付したものを同封し、生活環境文化部生活衛生課へ申し込むこと。
  - (二) 場所  
生活環境文化部生活衛生課又は各地振興局福祉環境部
- 六 受験願書の受付
  - (一) 期間及び時間  
県の休日を除き、平成十六年一月十九日（月）から二月五日（木）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで  
郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
  - (二) 場所  
居住地を管轄する県の各地域振興局福祉環境部（秋田市又は県外に居住する者

については、南秋田郡昭和町乱橋字古開百七十二番地 秋田地域振興局福祉環境部)で受け付ける。

郵送の場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

七 受験手数料

(一) 額 一万円

(二) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十六年三月十二日(金)に秋田県庁正面広告板及び各地域振興局福祉環境部

(保健所) 掲示板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。  
九 試験についての問い合わせ先  
生活環境文化部生活衛生課(電話〇一八 八六〇 一五九二)又は各地域振興局福祉環境部(保健所)

秋田県告示第十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき告示する。  
平成十六年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

郡市	町村	大字	字	地番	全	面	積	保安林指定	見込面積	(ヘクタール)	指定の目的	指 定 施 業 要 件			
												台帳	見込み	伐採種別	標準伐期齢
南秋田郡	五城目町	馬場目	恋地	三八の一	二三四	〇・〇三三	〇・〇三三	土砂の流出の防備			(附属明細書のとおり)	主伐として伐採をすることができ、立木は、当該立木の所在する市町村に依る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)	
南秋田郡	昭和町	豊川槻木	正戸尻	六の六	六、〇八四	〇・六〇八	〇・六〇八	土砂の崩壊の防備							
"	"	"	"	六の七	三、二一〇	〇・三二二	〇・三二二								
"	"	"	"	八の九	六二九	〇・〇六二	〇・〇六二								
"	"	"	"	九の八	九一六	〇・〇九一	〇・〇九一								
"	"	"	"	一八の五	二八七	〇・〇二八	〇・〇二八								
"	"	"	"	三八の四	五四〇	〇・〇五四	〇・〇五四								
"	"	"	"	三八の三	〇・〇九四	〇・〇九四	〇・〇九四								
"	"	"	"	三八の五	七六五	〇・〇七六	〇・〇七六								
"	"	"	"	三八の五	一、三六三	〇・一三六	〇・一三六								

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第十三号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成十六年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 保安林予定森林の所在場所  
北秋田郡田代町岩瀬字岩瀬沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
字岩瀬沢（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字岩瀬沢（次の図に示す部分に限る。）
- (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (5) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種の  
次のとおりとする。

秋田県告示第十四号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成十六年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 保安林予定森林の所在場所  
北秋田郡上小阿仁村五反沢字長滝沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
字長滝沢（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字長滝沢（次の図に示す部分に限る。）
- (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種の  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田郡上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成十六年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 保安林予定森林の所在場所  
平鹿郡増田町狙半内字西山・雄勝郡雄勝町秋の宮字川井山・字役内山・羽後町中仙道字松倉沢・飯沢字松倉・皆瀬村畠等字真木柴山（以上六字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
平鹿郡増田町狙半内字西山・雄勝郡雄勝町秋の宮字川井山・字役内山・羽後町中仙道字松倉沢（以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
平鹿郡増田町狙半内字西山・雄勝郡雄勝町秋の宮字川井山・字役内山・羽後町中仙道字松倉沢・飯沢字松倉・皆瀬村畠等字真木柴山（以上六字国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (5) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種の  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部



森林整備課及び平鹿地域振興局農林部及び雄勝地域振興局農林部並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第十六号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成十六年一月九日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 保安林予定森林の所在場所  
由利郡大内町小栗山字兎額・字小黒沢(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (二) 指定の目的 水源のかん養
- (三) 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
字兎額(次の図に示す部分に限る。)
    - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字兎額・字小黒沢(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。)
    - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
    - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

秋田県知事 寺田典城

- (一) 指定の目的 公衆の保健
- (二) 指定の目的 公衆の保健
- (三) 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
鳥海町百宅字手代沢・字奥山・矢島町城内字木境鳥海(以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。)
  - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
鳥海町百宅字手代沢・字奥山・矢島町城内字木境鳥海(以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。)
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

秋田県告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十六年一月九日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類		旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県道	旧		湯沢雄物川大曲線	大曲市川目字町東五二番二地先から飯田字家ノ前一〇八番二地先まで	一一・〇〇〇～一四・〇〇〇	〇・三〇〇
	新		湯沢雄物川大曲線	A 大曲市川目字町東五二番二地先から飯田字家ノ前一〇八番二地先まで	一一・〇〇〇～一四・〇〇〇	〇・三〇〇



この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

新	湯沢雄物川大曲線	B	大曲市川目字町東五二番二地先から飯田字家ノ前一〇八番二地先まで	一六・〇〇〇三〇・〇〇	〇・二六〇
---	----------	---	---------------------------------	-------------	-------

- 二 供用開始の期日 平成十六年一月九日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年一月九日から同月二十二日まで

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
			木戸石鷹巣線	北秋田郡合川町木戸石字屋布岱五四番地先から鷹巣町脇神字佐助岱三八番二まで	能代市落合字中大野台九十五番一号	四・八〇〇三九・〇〇	五・六三七
			木戸石鷹巣線	北秋田郡合川町木戸石字屋布岱五四番地先から鷹巣町脇神字館下一番三三先まで	能代市落合字中大野台百番一号	四・八〇〇三九・〇〇	六・四六五

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年一月九日から同月二十二日まで

秋田県告示第十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年九月十八日付け指令山建 千四百十で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十六年一月九日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田県知事 寺田典城

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
------------	------------	-------	-------	-------

河辺郡河辺町大張野字道ノ下二百三十七番地一 株式会社秋田エコマテリアル 代表取締役 松 森 隆	河辺郡河辺町大張野字道ノ下百七十三番、百七十二番一の内、四百三十番四の内、四百三十番五の内、字水口沢八十番の内、八十一番一の内、七十九番一の内	二八五・〇メートル 六・〇メートル	平成十五年十二月二十六日
---	---	----------------------	--------------

秋田県告示第二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社伊徳 代表取締役 伊 藤 碩 彦  
大館市清水四丁目四 十五
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いとく花輪駅前店  
鹿角市花輪字上中島九十二番地ほか
- (三) 小売業を行う者の名称及び住所  
株式会社伊徳 代表取締役 伊 藤 碩 彦  
大館市清水四丁目四 十五
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十六年八月二十五日
- (五) 店舗面積の合計  
千五百七十三平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数  
百二十八台
- (七) 駐輪場の収容台数  
六十八台

- (八) 荷さばき施設の面積  
百七十七平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量  
三十一立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
ア 開店時刻 午前九時  
イ 閉店時刻 翌日午前零時  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時四十五分から翌日午前零時十五分まで
- (十一) 駐車場の自動車の出入口の数  
三か所
- (十二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後七時まで
- (十三) 届出年月日  
平成十五年十二月二十五日
- (十四) 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
鹿角市役所 観光工商課  
縦覧期間  
平成十六年一月九日から同年五月十日まで
- (十五) 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- (十六) 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見書を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
意見を述べる理由

公 告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
恒温実験室 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十六年三月二十九日（月）
  - (四) 納入場所  
秋田県立大学事務局
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県企画振興部学術振興課高等教育等推進班（電話〇一八 八六〇 一一二四）
- (四) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月九日（金）から同月二十一日（水）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年一月二十三日（金）午前九時三十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効  
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあつた年月日  
平成十五年十二月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 あきたITこまちネットワーク
- 三 代表者の氏名  
菅 原 香 織
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田市茨島二丁目十五番五十八号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、出産・育児・介護などにより社会参画や就労を断念させるをえない秋田県内の女性に対して、情報通信技術の活用を啓発して社会参画の支援をすると共に、女性の新しいワークスタイルの創出を試み、人材育成及び雇用機会の拡充を支援する事業を行い、情報化社会の発展と暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十六年一月九日

秋田県知事 寺田典城

一 落札に係る物品の名称及び数量

パーソナルコンピュータ及び周辺機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

農林水産部農林政策課森林環境対策室 秋田市山王四丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十五年十二月十八日

四 落札者の名称及び住所

株式会社北都情報システムズ 秋田市山王三丁目四番二十三号

五 落札金額

二千四百八十四万七千二百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

平成十五年十一月七日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市花矢土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年一月九日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

大館市粕田字村東三十四番地

花岡町字大森野七十九番地

粕田字道ノ上七十七番地

字上羽立東八十四番地

白沢字白沢三百三十二番地

釈迦内字長面二十二番地

字長面袋十七番地

花岡町字神山百十九番地

字猫鼻六十二番地

佐藤 惣十郎

成田 常正

若狭 倫正

岩谷 典雄

若松 綱雄

渡部 不二雄

佐々木 広基

畠山 喜代寿

畠山 正喜

二 大館市花岡町字鳥内六十一番地  
就任理事の住所及び氏名  
成田 清美

大館市粕田字村北十番地

花岡町字大森野七十九番地

粕田字道ノ上七十七番地

字上羽立東八十四番地

白沢字白沢三百三十二番地

釈迦内字長面二十二番地

字長面袋十七番地

花岡町字神山百十九番地

字神山百十一番地

字鳥内六十一番地

退任監事の住所及び氏名

大館市白沢字白沢三百五十九番地

釈迦内字長田二番地

粕田字清水川百十六番地

就任監事の住所及び氏名

大館市白沢字白沢三百五十九番地

釈迦内字長田二番地

粕田字清水川百十六番地

佐藤 恭一

成田 常正

若狭 倫正

岩谷 典雄

若松 綱雄

渡部 不二雄

佐々木 広基

畠山 喜代寿

白川 正恒

成田 清美

成田 喜四郎

佐々木 成一

中村 弘美

成田 喜四郎

佐々木 成一

中村 弘美

成田 喜四郎

佐々木 成一

中村 弘美

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十六年一月九日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(松沢地区ほ場整備事業(担い手育成型))換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十六年一月十三日から同年二月九日まで

三 縦覧場所 鷹巣町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六条の規定により、清算法人吹越土地改良区から次のとおり清算人の就任の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月九日

就任清算人の住所及び氏名

能代市吹越字谷地三十九番地

二十八番地

四十二番地

三十四番地

二十三番地

秋田県知事 寺田典城

佐藤誠一

佐藤勝男

佐藤正一

佐藤信孝

佐藤雄幸

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十  
七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十六年一月九日

平成十六年一月九日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(土花野石地区ほ場整備事業)換  
地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十六年一月十三日から同年二月九日まで

三 縦覧場所 若美町役場

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭  
和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年一月九日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

電子計算組織 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月二十九日(月)

(四) 納入場所

秋田県立海洋技術高等学校

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

電子計算組織 二式 平成十六年一月ころ

(六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十五年六月十三日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 資格に係る申請

1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格  
審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年一月二十六日(月)までに提出する  
こと。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に  
規定する県の休日を除き、平成十六年一月九日(金)から同年二月二日(月)ま  
での期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月九日(月)午前十一時二十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条  
までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当  
する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額  
を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消  
費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希  
望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

入札の無効

入札の無効

入札の無効

入札の無効

入札の無効



## (四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要  
(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 七 概要

## Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal Computer 1 set
- 2 Time-limit of tender : 11:20 A.M. 9 February, 2004
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月九日

秋田県知事 寺田典城

## 一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
- (二) 電子計算組織 一式
- (三) 購入物品の仕様等
- (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (五) 納入期限
- (六) 平成十六年三月二十九日(月)
- (七) 納入場所
- (八) 秋田県立仁賀保高等学校
- (九) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (十) 電子計算組織 一式 平成十六年一月ころ
- (十一) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

## 平成十五年六月十三日(金)

## 二 入札に参加する者に必要な資格等

## (一) 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

## (二) 資格に係る申請

- (1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年一月二十六日(月)までに提出すること。

## 三 契約条項を示す場所等

## (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

- 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

## (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月九日(金)から同年二月二日(月)までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月九日(月)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

## 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

## 六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
- (二) 日本語及び日本国通貨

## (二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。



- (四) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (六) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他  
 詳細は、入札説明書による。
- 五 概要  
 Summary  
 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal Computer 1 set  
 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 9 February, 2004  
 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年一月九日  
 秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項  
 (一) 購入物品の名称及び数量  
 近的弓道用モニター表示盤 一台  
 (二) 購入物品の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。  
 (三) 納入期限  
 平成十六年三月二十九日(月)  
 (四) 納入場所  
 秋田県立武道館
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
 三 契約条項を示す場所等  
 (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
 (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月九日(金)から同月十九日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
 平成十六年一月二十六日(月)午前十時三十分  
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他  
 (一) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (二) 入札の無効  
 規則第百六十六条に規定するところによる。  
 (三) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。  
 (四) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。  
 (五) その他  
 詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和二十二年政令第十六号(第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
- (二) モニタリングポスト 一式
- (三) 購入物品の仕様等
- (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (五) 納入期限
- (六) 平成十六年三月三十日(火)
- (七) 納入場所
- (八) 秋田県衛生科学研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (四) 秋田県の休日を含め、平成十六年一月九日(金)から同月十九日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
- 平成十六年一月二十三日(金)午後三時
- 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
- (三) 規則第百六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 提出書類等
- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (六) その他
- 詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年一月九日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
- (二) 万能試験機 一式
- (三) 購入物品の仕様等
- (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (五) 納入期限
- (六) 平成十六年三月二十九日(月)
- (七) 納入場所
- (八) 秋田県立男鹿工業高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月九日(金)から同月十九日(月)までの期間、随時交付する。
  - 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年一月二十六日(月)午前十一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
  - 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
  - 六 その他
  - (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。
  - (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
  - (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
  - (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年一月九日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量

- (二) 精密ホブ盤 一式  
購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十六年三月二十九日(月)
- (四) 納入場所  
秋田県立能代工業高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県規則第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月九日(金)から同月十九日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年一月二十六日(月)午前十一時二十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と  
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ  
 により決定する。
- (四) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書  
 に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭  
 和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
    - (一) 購入物品の名称及び数量  
 小型貨物自動車(バン型) 八台
    - (二) 購入物品の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。
    - (三) 納入期限  
 平成十六年三月十九日(金)
    - (四) 納入場所  
 県が指定する場所
  - 二 入札に参加する者に必要な資格  
 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - 三 契約条項を示す場所等
    - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
    - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を除き、平成十六年一月九日(金)から同月十九日(月)まで  
 規定する県の休日を除き、平成十六年一月九日(金)から同月十九日(月)まで

- の期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
 平成十六年一月二十六日(月)午後一時三十分  
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百  
 六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当  
 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額  
 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消  
 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希  
 望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 入札の無効  
 規則第六十六条に規定するところによる。
  - (三) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と  
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ  
 により決定する。
  - (四) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書  
 に記載された必要書類等を提出すること。
  - (五) その他  
 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第一号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定により、平  
 成十五年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があつ  
 たので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年一月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

秋選管告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十五

白神の里町づくり研究会	加藤ながみつ後援会	いとつゆずる後援会	ひもり秀忠を育てる会	真木昭二後援会	菊地雄一後援会	千丸耕一を励ます会	北里敏明秋田県後援会	穴山茂道後援会	政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤牧夫	佐藤牧夫	伊藤 譲	高松 金治郎	菅 富次郎	菊地 勇	千丸 昭一	柴田 康二郎	成田 多市郎		佐藤 牧夫	伊藤 譲	山本郡二ツ井町字比井野三十八番地ひいのハイツ二〇二号	"
佐藤牧夫	佐藤牧夫	伊藤 譲	松山 勘一	真木 勝明	菊地 菊太郎	浮田 久	武内 仁	茂呂 久悦		佐藤 牧夫	伊藤 譲	山本郡二ツ井町字比井野三十八番地ひいのハイツ二〇二号	"
			山本郡山本町森岳字町尻九番地七	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字内城三十一番地	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字真木六十六番地	雄勝郡雄勝町下院内字常盤町四十五番地	秋田市横森五丁目十八番八号	山本郡二ツ井町種字熊野堂前二百三十八番地					平成十五年十二月二十四日
			南秋田郡井川町北川尻字海老沢村六十二番地										平成十五年十二月二十五日
													"
													平成十五年十二月二十二日
													平成十五年十二月十五日
													平成十五年十二月十日
													平成十五年十二月九日

二 その他の政治団体

自由民主党秋田県医師支部	寺田 俊夫	門 脇 謙	秋田市千秋久保田町六番六号秋田県医師会館内	自由民主党	"	"
自由民主党秋田県由利郡第二支部	村上 薫	佐藤 紘三	由利郡仁賀保町平沢字町田九十一番地十九	自由民主党	"	"
自由民主党秋田県本荘市第二支部	村岡 敏英	岡根 哲也	本荘市出戸町字砂子下百十三番地九	自由民主党		平成十五年十二月二十四日

一 政党



年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党平鹿町支部	主たる事務所の地 新 内 平鹿郡平鹿町下吉田字石川原四十三番地一	平成十五年十一月二十五日
保守新党衆議院秋田県第一総支部	主たる事務所の地 秋田市牛島東一丁目二番九号	平成十五年十二月二十二日
自由民主党湯沢市支部	主たる事務所の地 湯沢市前森四丁目二番三十六号	平成十五年十二月二十四日
自由民主党秋田県第三選挙区支部	代表者 野呂田 芳成 主たる事務所の地 大曲市福住町六番六号大曲プラザビル三階	平成十五年十二月二十五日
	代表者 山形屋 郁三 主たる事務所の地 本荘市出戸町字砂子下百十三番地九	

一 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
とよさわ有兄後援会	主たる事務所の地 能代市若松町九番十七号 新 内 旧 容	平成十五年十二月三日
沓澤恵二後援会	代表者 蛭田 亜紀夫 会計責任者 斉藤 次雄	平成十五年十二月十二日
石川れんじろう後援会	主たる事務所の地 秋田市保戸野原の町十二番十四号 後藤 岩雄	平成十五年十二月二十四日
かつの21懇話会	主たる事務所の地 鹿角市十和田毛馬内中陣場四番二号 多田 喜代志	平成十五年十二月二十六日
川口一後援会	代表者 多田 祥茂	〃



秋選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十五年十二月一日から同月三十一日まで間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
保守新党秋田県総支部連合会	平成十五年十一月二十一日	平成十五年十二月二十一日
保守新党衆議院秋田県第一総支部	"	"

二 その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
木内忠一後援会	平成十五年十一月三十日	平成十五年十二月八日
山谷そとじ後援会	平成十五年十一月十九日	"

秋選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基づき、次のとおりその概況を公表する。

平成十六年一月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書  
報告書の要旨

- 1 収入及び支出のある団体

政党  
政治団体の名称 保守新党秋田県総支部連合会  
報告年月日 平成15年12月22日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 23,930,000円

前年度繰越額 0円

本年の収入額 23,930,000円

(イ) 支出総額 23,930,000円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

機関紙誌の発行その他の事業による収入 23,930,000円

合 計 23,930,000円

【特定パーティーの概要】

がんばれ連立与党 23,930,000円 1,156人 秋田市

小 計 23,930,000円

(イ) 支出の内訳

経常経費 176,242円

備品・消耗品 100,547円

事務所費 75,695円

政治活動費 23,753,758円

組織活動費 875,946円

選挙関係費 5,000,881円

機関紙誌の発行その他の事業費 10,781,445円

宣伝事業費 3,629,951円

政治資金パーティー開催事業費 7,151,494円

寄附・交付金 7,095,486円

合 計 23,930,000円

政治団体の名称 保守新党衆議院秋田県第一総支部  
報告年月日 平成15年12月22日  
ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 28,422,000円

前年度繰越額 0円

本年の収入 28,422,000円

(イ) 支出総額 28,422,000円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附 11,422,000円

個人からの寄附 1,422,000円

法人その他の団体からの寄附	7,690,000円	
政治団体からの寄附	2,310,000円	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	17,000,000円	
保守新党本部	17,000,000円	
合 計	28,422,000円	
〔寄附の内訳〕		
個人からの寄附		
鈴木 八重	120,000円	秋田市
祝 修二	60,000円	秋田市
米 澤 實	120,000円	秋田市
佐 藤 武	120,000円	秋田市
山 岡 緑三郎	300,000円	秋田市
その他	702,000円	
小 計	1,422,000円	
法人その他の団体からの寄附		
秋田印刷製本㈱	100,000円	秋田市
㈱秋田デソカ	110,000円	秋田市
秋田ビューホテル㈱	100,000円	秋田市
秋田ニチシキ㈱	90,000円	秋田市
羽後設備㈱	110,000円	秋田市
㈱杉本組	110,000円	男鹿市
㈱セイ	90,000円	秋田市
第一水産㈱	100,000円	秋田市
三菱マテリアルテクノ㈱秋田支店	100,000円	秋田市
㈱タカヤナギ	100,000円	大曲市
東北藤吉工業㈱秋田支店	100,000円	秋田市
㈱パルテゴトウ	55,000円	秋田市
藤高自動車興業㈱	110,000円	秋田市
(有)古屋興業	80,000円	秋田市
山岡工業㈱	225,000円	秋田市
秋田ゼロックス㈱	120,000円	秋田市
秋田不二サッシ販売㈱	120,000円	秋田市
㈱いないわ	60,000円	秋田市
北日本コンピュータサービス㈱	60,000円	秋田市
(有)杉山田材木店	120,000円	秋田市

千代田興業㈱	60,000円	秋田市
㈱東北機械製作所	60,000円	秋田市
㈱東和	120,000円	秋田市
㈱布谷電機	120,000円	秋田市
ミナミ建材㈱	60,000円	秋田市
本荘電気工業㈱	60,000円	秋田市
㈱北都銀行	60,000円	秋田市
㈱エリタ	120,000円	秋田市
㈱山二	60,000円	秋田市
ユアテック㈱秋田支社	120,000円	秋田市
秋田いすゞ自動車㈱	60,000円	秋田市
秋田キヤッスルホテル	120,000円	秋田市
㈱秋田銀行	120,000円	秋田市
㈱秋田デイトクライト	120,000円	秋田市
秋田県外材協同組合	150,000円	秋田市
㈱五十嵐工業	120,000円	秋田市
(有)池田看板	60,000円	秋田市
協和石油㈱	120,000円	秋田市
㈱工藤興業	120,000円	雄和町
住友重機械工業㈱	120,000円	仙台市
第一建設工業㈱	120,000円	秋田市
水沢電子(有)	120,000円	雄和町
㈱東佳建材店	120,000円	秋田市
大豊建設㈱秋田営業所	120,000円	秋田市
㈱チエス	120,000円	秋田市
㈱汎建築設計事務所	120,000円	秋田市
㈱平野組秋田営業所	120,000円	秋田市
㈱松紀	120,000円	秋田市
丸果秋田県青果㈱	120,000円	秋田市
大建工業㈱	1,000,000円	東京都
(資)ハース	100,000円	秋田市
昭和エントナーライズ㈱	100,000円	東京都
エルクター㈱	100,000円	東京都
加藤建設㈱	90,000円	秋田市
㈱新秋管業建設	90,000円	秋田市

日本都市交通労働組合	100,000円	東京都
敬天の会	250,000円	秋田市
その他	770,000円	
小計	7,690,000円	
政治団体からの寄附		
保守新党本部	2,000,000円	東京都
秋田県税理士政治連盟	100,000円	秋田市
税理士による佐藤敬夫後援会	200,000円	秋田市
その他	10,000円	
小計	2,310,000円	

(イ) 支出の内訳

經常経費	19,176,740円
人件費	13,214,240円
光熱水道	510,007円
備品・消耗品	3,829,458円
事務所費	1,623,035円
政治活動費	9,245,260円
組織活動費	1,078,240円
機関紙誌の発行その他の事業費	1,273,780円
宣伝事業費	1,273,780円
寄附・交付金	6,893,240円
合計	28,422,000円

2 収入及び支出のない団体  
その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
木内忠一後援会	平成15年12月8日
山谷そうじ後援会	〃

秋選管告示第五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三号の規定により、個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨太田町選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。  
平成十六年一月九日  
秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

施設の名 称	施設の所在地	指定年月日
太田町高齢者等活動・生活支援促進機械施設	仙北郡太田町東今泉字大信田四百七十二番地十	平成十五年十二月十九日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
—	下	十七	平鹿郡雄物川町大沢字大槻四の一・八の二(次の図に示す部分に限る。)	平鹿郡雄物川町大沢字大槻四の一・八の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

平成十五年十月三十一日(千五百十八号)掲載の秋田県告示第八百六十六号(保安林解除予定森林の解除通知)(原稿誤り)

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600 FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄